

# 尾花沢市建設工事等一般競争入札（条件付）実施要綱

平成28年4月28日

告示第54号

（趣旨）

第1条 この要綱は、尾花沢市が発注する建設工事等について、一般競争入札（条件付）（以下「条件付一般競争入札」という。）を実施するに当たり、尾花沢市契約に関する規則（昭和56年規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事等）

第2条 条件付一般競争入札の方法による建設工事等は、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が2,000万円以上の次に掲げるものとする。

- (1) 土木、建築、その他の工事（以下「建設工事」という。）
- (2) 建設工事に係る設計コンサル等業務委託（以下「業務委託」という。）

2 前項の規定にかかわらず、災害の復旧工事等の緊急を要する場合又は性質上特殊な専門技術を必要とする場合、その他特別な事情がある場合は、尾花沢市建設工事等指名業者選定審査会（以下「指名審査会」という。）の承認を得て、条件付一般競争入札の方法によらないことができる。

（入札参加資格）

第3条 条件付一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。ただし、業務委託にあつては、第5号及び第7号を除く。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 規則第14条第2項に規定する尾花沢市指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 尾花沢市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成15年訓令第22号。以下「指名停止要綱」という。）による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 尾花沢市建設工事請負契約約款第49条第1項第6号の規定に該当しない者であること。
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の建設業の許可を受けている者のうち、建設工事に対応する工事種別の建設業の許可を受けている者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続き開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第22

5号)の規定による再生手続き開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。

(7) 建設工事に主任技術者、現場代理人及び監理技術者等を配置できる者であること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める要件を満たしている者であること。

(入札参加資格の決定)

第4条 市長は、前条の入札参加資格を定めようとする場合は、指名審査会に付議するものとする。

(入札の公告)

第5条 市長は、条件付一般競争入札を実施しようとするときは、規則第4条の規定に基づき公告するとともに、その周知を図るものとする。

2 前項の公告は、尾花沢市建設工事等一般競争入札(条件付)の公告(別記様式第1号)に準じて作成するものとする。

3 公告期間は、公告の日から入札執行日までとする。

(入札説明書の交付)

第6条 市長は、前条の規定により公告した後、条件付一般競争入札に参加しようとする者(以下「申請者」という。)から申出がなされた場合には、入札説明書を交付するものとする。

2 前項の入札説明書は、尾花沢市入札説明書(別記様式第2号)に準じて作成するものとする。

(入札参加資格確認申請書等の提出)

第7条 申請者は、尾花沢市建設工事等一般競争入札(条件付)参加資格確認申請書(別記様式第3号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 建設工事等に係る同種実績(別記様式第4号)

(2) 建設工事等に係る配置予定技術者の資格・経験(別記様式第5号または第6号)

(4) 誓約書(別記様式第7号)

(5) その他市長が必要と認める書類

2 申請書の受付期間は、公告の日から起算して6日以上(尾花沢市の休日を定める条例(平成2年条例第17号)に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を除く。)とする。ただし、入札参加資格において住所要件を市内に定めた場合の受付期間は、公告の日から起算して4日以上(市の休日を除く。)とする。

(入札参加資格確認結果の通知)

第8条 市長は、申請書を受理したときは、入札資格について速やかに判断し、尾花沢市建設工事等一般競争入札(条件付)参加資格確認結果通知書(別記様式第8号)により申請者に通知するものとする。その期間は、提出期限の翌日から起算して5日以内(市の休日を除く。)とする。この場合において、入札参加資格がないと認められた申請者に対しては、その理由を付記し、通知するものとする。

2 入札参加資格がないと認められた申請者は、確認結果通知を受理した日から起算して4日以内(市の休日を除く。)に、書面により入札参加資格がない理由について説明を求めることができるものとする。

3 市長は、前項の規定により説明を求められた場合、前項に規定する書面を受理した日から起算して3日以内(市の休日を除く。)に尾花沢市入札参加資格がないと認めた理由に係る説明書(別記様式第9号)により回答しなければならない。

4 第1項の規定による確認結果は、当該入札執行日前には公表しないものとする。

(設計図書等の閲覧及び配付)

第9条 市長は、申請者に対し、入札の公告の日から入札執行日の前日までの期間(市の休日を除く。)建設工事等に係る仕様書、図面及び設計書(以下「設計図書」という。)を閲覧に供するもののほか、必要と認めるときには、別に指示する方法で配付することができるものとする。

(設計図書及び入札説明書に対する質問)

第10条 申請者は、設計図書又は入札説明書に関し質問があるときは、任意の書面による質問書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の質問書を受理したときは、申請者に尾花沢市建設工事等一般競争入札(条件付)設計図書等に関する回答書(別記様式第10号)により回答するとともに、閲覧に供するものとする。

3 質問の受付期限及び回答期限は、別に、入札説明書で定める。

(入札の執行)

第11条 入札執行者は、入札の執行に先立ち、入札参加者が第8条第1項の通知により入札に係る建設工事等の入札参加資格が認められた者であること及び入札執行日において指名停止要綱による指名停止の措置を受けていないことを確認するものとする。

2 入札執行者は、入札執行時に入札参加者から積算内訳書の提出を求めるものとする。

3 入札執行者は、落札者を決定したときは、落札決定した旨を直ちに入札者全員に

対して通知するものとする。

(入札の無効)

第 1 2 条 第 5 条の公告により示した入札参加資格を有しない者の入札及び虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。

(その他)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 5 月 1 日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

尾花沢市建設工事等一般競争入札（条件付）の公告

建設工事等一般競争入札（条件付）を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び尾花沢市契約に関する規則（昭和56年規則第7号）第4条の規定に基づき公告する。

年 月 日

尾花沢市長

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所

(2) 日 時 年 月 日 ( ) 時 分

2 入札に付する事項

(1) 工事（業務委託）名

(2) 工事（履行）場所

(3) 工事（業務）概要

(4) 工期

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

（注：入札参加の資格は、次に掲げる資格要件に適宜加除補正すること。）

(1) 共通要件

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 規則第14条第2項に規定する尾花沢市指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

ウ 尾花沢市建設工事等請負業者指名停止要綱による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 尾花沢市建設工事請負契約約款第49条第1項第6号の規定に該当しない者であること。

オ 会社更生法の規定による更正手続き開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法の規定による再生手続き開始の申立てをした者若し

くは申立てをなされた者でないこと。

(2) 技術的要件（格付け等）

（入札公告記載例）

「 工事において、 等級に格付けされていること。」

（注：住所要件を市内に定める場合は、尾花沢市指名競争入札「指名業者選定基準」に基づき設定すること。）

(3) 住所要件

（入札公告記載例）

「 に本店を有する者（又は に支店を有し、当該支店において契約締結の権限を有する代理人を置く者）であること。」

（注：市内又は市外等、住所要件を設定すること。）

(4) 建設業法許可要件

（入札公告記載例）

「建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項の規定による特定建設業（業種： 工事）及び一般建設業（業種： 工事）の許可を受けた者であること。」

(5) 技術者資格要件

（入札公告記載例）

「次に掲げる要件を満たす主任技術者及び監理技術者を対象工事に専任で配置できるとともに、現場代理人を常駐で配置できること。なお、現場代理人、主任技術者又は監理技術者は、兼務できるものであること。」

① 級 技術者又はこれと同等以上の資格を有すること。

② 監理技術者にあつては、 工事業に係る監理技術者資格証及び監理技術者講習終了証を有すること。」

（注1：建設業法により、請負契約額が2,500万円（建築工事5,000万円）以上の場合、技術者を工事現場ごとに「専任で配置」することが必要となるので、予定価格（消費税込み）が2,500万円以上となる工事の場合は、「専任で配置」できることを要件とすること。）

（注2：建設業法により、契約締結後に請負業者が総額3,000万円（建築工事4,500万円）以上の下請契約を結ぶ場合は、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければならない。監理技術者は監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を得ている者でなければならない。）

(6) その他要件

上記に定めるものほか、必要に応じて要件を設定する。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する課等

尾花沢市若菜町一丁目1番3号 尾花沢市役所 課 係

電話番号 0237-22-1111 内線

5 入札参加資格の確認等

入札の参加を希望する者は、尾花沢市建設工事等一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（別記様式第1号）（添付書類含む。）に必要な書類を添付して、次に掲げる日時及び場所に持参するものとする。

(1) 受付期間 年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで（尾花沢市の休日を定める条例（平成2年条例第17号）に規定する市の休日を除く。）

(2) 受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 受付場所 尾花沢市役所 課内

6 入札保証金及び契約保証金等

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 尾花沢市契約に関する規則23条の規定に基づく尾花沢市建設工事請負契約約款第4条による保証（保証金額は、契約金額の10分の1以上の額）を付すこと。

7 その他

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札参加者は、積算内訳書を入札時に提出すること。

(3) この入札は、最低制限価格を設定する。（注：最低制限価格を設定する場合）

(4) 本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年、条例第12号）の規定により、議会の議決に付さなければならない工事であるため、議会の議決を得た後に本契約を締結する。

（注：予定価格1億5千万円以上の工事の場合、設定する。）

(5) 詳細については、入札説明書による。

## 尾花沢市入札説明書

に係る入札公告に基づく建設工事等一般競争入札（条件付）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1 入札参加資格

- (1) 「尾花沢市競争入札参加資格者名簿に登載されている者」とは、尾花沢市に当該年度の競争入札参加資格申請を行い受理されている者をいう。
- (2) 「尾花沢市建設工事請負業者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格確認日（申請書の提出期限の日）から入札執行日までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。
- (3) 公告で指定された期限までに申請書（添付書類を含む。以下「申請書」という。）を提出できない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

### 2 入札手続等

- (1) 申請書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 申請書の提出は、公告で指定された提出場所へ持参するものとし、郵送、ファクシミリ、電子メール等によるものは、受付けない。
- (3) 提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は、認めない。
- (4) 入札参加資格の確認のため、必要な資料の追加提出を求められることがある。

### 3 配置予定技術者

- (1) 入札公告において、配置予定技術者（以下「技術者」という。）に一定の資格要件を設定している場合、「これと同等以上の資格を有する者」としたときの「これと同等以上の資格」とは、原則、同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したものとする。
- (2) 技術者は、原則として変更できないこと。また、契約時において、当該技術者を配置できないときは、真にやむを得ない事由により技術者の変更を認める場合を除き、契約を締結しない。
- (3) 技術者は、複数の候補技術者を記載することができる。



(4) 同一の技術者を複数の建設工事に申請した場合において、一方の建設工事に技術者を配置することが確定した場合、他の建設工事に係る申請の取下げ、又は入札の辞退を行うこと。

(5) 技術者は、入札参加資格の確認申請日において、専任を要するどの建設工事にも主任（監理）技術者として配置されていないこと。ただし、当該建設工事の契約時までには、当該技術者が配置されている建設工事の完成及び引渡し完了の見込みである場合は、この限りでない。

#### 4 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認は、申請書の提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は 年 月 日（ ）までに通知する。

（注：提出期限の翌日から起算して5日以内（市の休日除く。））

#### 5 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求等

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、任意の書面により、その理由の説明を求めることができる。

ア 提出期限 年 月 日（ ） 時

（注：確認結果通知受理日から起算して3日以内（市の休日除く。））

イ 提出場所 尾花沢市役所 課 係

電話 0237-22-1111 内線

ウ 提出方法 書面は、持参により提出するものとし、郵送、ファクシミリ、電子メール等によるものは受付けない。

(2) 説明を求められた場合、 年 月 日（ ）までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

（注：説明を求められた場合、書面を受理した日から起算して3日以内（市の休日除く。））

#### 6 設計図書等の閲覧及び配付

設計図書等について、次により閲覧及び配付を行う。

(1) 閲覧及び配付が可能な設計図書等

ア 図面

イ 仕様書

ウ 設計書

(2) 閲覧期間及び配付期間

入札公告の日から入札執行日の前日まで（尾花沢市の休日を定める条例（平成2年条例第17号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

(3) 閲覧の場所及び配付の場所

5 (1)イに記載の場所

7 設計図書等に対する質問

(1) 設計図書等及び入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面により提出すること。

ア 受付期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで（市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

5 (1)イに記載の場所

ウ 提出方法

書面は、持参により提出するものとし、郵送、ファクシミリ、電子メール等によるものは受け付けない。

(2) (1)の質問に対する回答書は、書面で回答する。

ア 回答期限 年 月 日（ ）

8 入札の延期、中止等

(1) 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期、中止又は取りやめることがある。

(2) 正常かつ公平な入札執行が困難と認められる場合、その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止、又は取りやめることがある。

9 入札及び開札

(1) 入札は、持参によるものとする。

(2) 入札参加者は、あらかじめ委任状を提出していない代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

(3) 入札に際し、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

(4) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。なお、提出された積算内訳書は、返却しない。

- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 次に掲げる入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- ア 入札公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
  - イ 申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者の入札
  - ウ 委任状を持参しない代理人のした入札
  - エ 記名押印をしていない入札
  - オ 金額を訂正した入札
  - カ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
  - キ 明らかに連合によると認められる入札
  - ク 同一工事の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
  - ケ 積算内訳書の提出のない入札
  - コ 提出された積算内訳書の記載内容等確認の結果、適正に積算が行われていないことが明らかになった場合におけるその者のした入札
  - サ 公正かつ正常な入札の執行を妨げる行為をした者の入札
  - シ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件等に違反した入札
- (7) 入札をした者は、入札後に現場の状況、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由にとりて、異議を申し立てることができない。

## 10 落札者の決定方法

- (1) 本件に係る入札公告において、最低制限価格を設定することとしている場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格の入札者を落札者とする。
- (2) 最低の価格の入札者が提出した積算内訳書に不正又は不正の疑いがあるときは、調査の上、落札を決定する。
- (3) 落札決定の時まで入札参加資格を満たさなくなった者は、落札者とししない。
- (4) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者がいるときは、当該入札に関係のない尾花沢市職員にこれに代ってくじを引かせ、落札者を決定する。

## 1 1 その他

- (1) 落札者は、保証契約に基づいて前払金を支払う。
- (2) 落札者は、予約完結権を他に譲渡することができない。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合又は入札に際して積算内訳書の提出がない場合においては、尾花沢市建設工事等請負業者指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。

## 1 2 提出書類

- (1) 尾花沢市建設工事等一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（別記様式第3号）
- (2) 添付書類
  - ア 建設工事等に係る同種実績（別記様式第4号）
    - ※ 発注機関が市外のときは、契約書の写し（工事（業務委託）名、発注者、請負者、工期及び契約金額を確認できる部分のみで可）を添付。ただし、登録実績カルテ（CORINS、PUBDIS等）がある場合は、当該実績カルテの写しを添付することができる。
  - イ 建設工事等の配置予定技術者の資格・経験（別記様式第5号、第6号）
    - ※ 技術者の資格者証の写し及び技術者の雇用関係を証明する書籍（保険証等の写し）
  - ウ 誓約書（別記様式第7号）
  - エ 総合評定値通知書の写し（直近のもの）
    - ※ 建設工事の場合のみ

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

尾花沢市長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

尾花沢市建設工事等一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書

年 月 日付で公告のありました下記の工事に係る入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、公告された資格を有すること及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工事（業務委託）名

2 添付書類

- (1) 建設工事等に係る同種実績（別記様式第4号）
- (2) 建設工事等に係る配置予定技術者の資格・経験（別記様式第5号、第6号）
- (3) 誓約書（別記様式第7号）
- (4) 総合評定値通知書の写し（直近のもの）

## 建設工事等に係る同種実績

申請者名

㊦

同種実績の条件		
工事等名称等	工事等名称	
	発注機関名	
	施工等場所	
	契約金額	千円（                      千円）
	工期	年 月 日 ～ 年 月 日
	受注形態等	単体 /                      J V（出資比率                      %）
工事等概要	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	設計条件	

- (注1) 建設工事にあつては同種工事、業務委託にあつては同種業務として、代表的な1実績を記載すること。
- (注2) 共同企業体の構成員としての施工等実績を記載する場合には、契約金額の欄の（ ）には、共同企業体で受注した場合の出資比率に基づく契約金額を記載すること。左欄には、共同企業体の全体契約金額を記載すること。
- (注3) 受注形態等の欄は、単体又はJ Vのいずれかを○で囲むとともに、（ ）には自社の出資比率を記載すること。
- (注4) 発注機関が市外の場合は、契約書の写し又は登録実績カルテの写しを添付すること。

## 建設工事等に係る配置予定技術者の資格・経験

申請者名

㊟

配置技術者の別		現場代理人 ・ 主任技術者 ・ 監理技術者	
配置技術者の氏名・年齢		( 才 )	
最終学歴		( 年卒業 )	
法令による資格・免許		( ) ( ) ( )	
工事経験の条件			
工事 経験 の 概要	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額	千円 ( )	千円)
	所属会社名		所在地
	工期	年 月 日 ~	年 月 日
	受注形態等	単体 /	J V (出資比率 %)
	従事役職		
工事 概要	構造形式		
	規模・寸法		
	使用機材・数量		
	設計条件		

法令による資格・免許、工事経験については、事実と相違ありません。

年 月 日 氏 名

㊟

(配置予定者が署名押印すること。)

(注1) 現場代理人及び主任(監理)技術者は、それぞれこれを兼ねることができる(低入札価格調査制度を適用した工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合を除く。)

(注2) 本工事に実際に従事することを前提に、配置予定者の氏名等を記載すること。

(注3) 提出時に配置予定者を特定できない場合には、複数の配置予定者を記載することができる。

(注4) 記載する配置予定者は、建設業法に規定する営業所の専任の技術者でないこと。

(注5) 主任(監理)技術者は、共通(特記)仕様書、入札公告及び入札説明書等に示す資格を有するものとする。

さらに、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者とする。

(注6) 経験工事は、現在の勤務先での経験に限定しないものであること。

(注7) 共同企業体の構成員としての施工実績を記載する場合には、契約金額の欄の( )には、共同企業体で受注した場合の出資比率に基づく契約金額を記載すること。左欄には、共同企業体の全体契約金額を記載すること。

(注8) 受注形態等の欄は、施工形態として単体又はJ Vのいずれかを○で囲むとともに、( )には自社の出資比率を記載すること。

## 建設工事等に係る配置予定技術者の資格・経験

申請者名

㊟

配置技術者の別			
配置技術者の氏名・年齢		(      才)	
最終学歴		(      年卒業)	
法令による資格・免許		(      ) (      ) (      )	
業務経験の条件			
業務 経験 の 概要	業務委託名称		
	発注機関名		
	履行場所		
	契約金額	千円 (      )	千円)
	所属会社名		所在地
	工期	年      月      日	～      年      月      日
	受注形態等	単体 /	J V (出資比率      %)
	従事役職		
業務 概要	構造形式		
	規模・寸法		
	使用機材・数量		
	設計条件		

法令による資格・免許、工事経験については、事実と相違ありません。

年      月      日      氏 名

㊟

(配置予定者が署名押印すること。)

- (注1) 本業務に実際に従事することを前提に、配置予定者の氏名等を記載すること。  
(注2) 提出時に配置予定者を特定できない場合には、複数の配置予定者を記載することができる。  
(注3) 配置予定者は、共通（特記）仕様書、入札公告及び入札説明書等に示す資格を有するものとする。  
(注4) 経験業務は、現在の勤務先での経験に限定しないものであること。  
(注5) 共同企業体の構成員としての業務実績を記載する場合には、契約金額の欄の( )には、共同企業体で受注した場合の出資比率に基づく契約金額を記載すること。左欄には、共同企業体の全体契約金額を記載すること。  
(注6) 受注形態等の欄は、単体又はJ Vのいずれかを○で囲むとともに、( )には自社の出資比率を記載すること。



誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

また、入札に際し入札説明書等全てを承知したうえ参加いたしますので、後日これらの事柄について尾花沢市に対し一切の異議及び苦情を申し立てません。

なお、入札参加資格確認のため、尾花沢市が山形県尾花沢警察署に照会する場合がありますことについて承諾します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しておりません。
- 2 地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者ではありません。
- 3 自己又は自社の役員等（法人の役員又は役員以外の者で支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が尾花沢市建設工事請負契約約款第49条第1項第6号（暴力団排除項目）に該当する者ではありません。
- 4 尾花沢市建設工事請負契約約款第49条第1項第6号に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者ではありません。

年 月 日

尾花沢市長 殿

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

氏名又は名称

及び代表者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

殿

尾花沢市長

印

尾花沢市建設工事等一般競争入札（条件付）参加資格確認結果通知書

先に確認申請のあった下記の工事に係る建設工事等一般競争入札（条件付）参加資格の審査結果を、下記のとおり通知します。

記

公 告 日	年 月 日
工 事 (業務委託) 名	
入札参加資格の 有無及びその理 由	有 ・ 無
	入札参加資格がないと認めた理由

（注）入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認めた詳細理由について、年 月 日（ ）までに、書面により 課へ説明を求めることができます。

第 号  
年 月 日

殿

尾花沢市長

印

尾花沢市入札参加資格がないと認めた理由に係る説明書

工 事（業務委託）名	
説 明 事 項	

（注）本説明書で不服がある場合、受領した日から起算して7日以内に市長に対して、「再苦情申立書」により、再苦情の申立てを行うことができる。

様式第10号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

尾花沢市長

印

尾花沢市建設工事等一般競争入札（条件付）設計図書等に関する回答書

工 事 名	
回 答 事 項	

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別記様式第 1 号（第 5 条関係）

様式第 2 号（第 6 条関係）

様式第 3 号（第 7 条関係）

様式第 4 号（第 7 条関係）

様式第 5 号（第 7 条関係）

様式第 6 号（第 7 条関係）

様式第 7 号（第 7 条関係）

様式第 8 号（第 8 条関係）

様式第 9 号（第 8 条関係）

様式第 1 0 号（第 1 0 条関係）